

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税・都市計画税に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

システムの運用・保守を外部業者に委託しているが、情報の不正な利用等の対策として、外部業者との間に締結した委託契約の中に、個人情報の保護及び取扱いに関する条項を含めている。

## 評価実施機関名

熊本県人吉市長

## 公表日

令和8年3月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づき、固定資産税及び都市計画税に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 固定資産の評価<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産を評価し、評価調書を作成する。</li><li>・原則として3年ごとの基準年度において、固定資産評価基準に基づき土地及び家屋の価格を見直す。</li></ul></li><li>2. 固定資産の価格の決定<ul style="list-style-type: none"><li>・評価調書に基づき、固定資産の価格を決定する。</li></ul></li><li>3. 固定資産の価格等の登録<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産の価格等を決定後、固定資産課税台帳に固定資産の価格等を登録する。<ol style="list-style-type: none"><li>1) 土地台帳<ul style="list-style-type: none"><li>ア. 法務局からの登記済通知書等により、土地の異動を把握する。</li><li>イ. 実地調査により土地の現況を調査する。</li></ul></li><li>2) 家屋台帳<ul style="list-style-type: none"><li>ア. 法務局からの登記済通知書等により、家屋の異動を把握する。</li><li>イ. 実地調査により家屋の現況を把握する。</li></ul></li><li>3) 償却資産台帳<ul style="list-style-type: none"><li>ア. 前年度の償却資産台帳に登録されている者及び新たに償却資産を取得した者に申告書等を送付する。</li><li>イ. 提出された申告書を受け付け、償却資産台帳へ必要事項を登録する。</li></ul></li><li>4) 納税義務者の変更<ul style="list-style-type: none"><li>ア. 法務局からの登記済通知書や相続人からの申し出等により、納税義務者の変更を把握する。</li></ul></li></ol></li><li>4. 賦課の決定(変更)<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産税及び都市計画税の税額を決定(変更)の上、納税義務者(賦課対象者)へ納税通知書を送付する。</li></ul></li><li>5. 土地家屋等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧</li><li>6. 固定資産課税台帳の閲覧</li><li>7. 固定資産概要調書等の統計資料及び調査資料を作成</li></ul></li></ol>
③システムの名称	Acrocity、eLTAX、家屋評価システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一の16 <del>24</del> の項 ②番号表別表 <del>第一</del> の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)  【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	人吉市役所 市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>人吉市役所 市民部 税務課 <b>資産税係</b>  868-0072 熊本県人吉市西間下町7番地1 電話 0966-22-2111(代表)</p> <p>人吉市役所 総務部 総務課 法制係  868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1 電話 0966-22-2111(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>人吉市役所 市民部 税務課 <b>資産税係</b>  868-0072 熊本県人吉市西間下町7番地1 電話0966-22-2111(代表)</p>
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[    ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー登録事務に関しては「マイナンバー利用事務における登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー取得は原則本人からとし、住記ネット照会の場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を遵守している。</p> <p>特定個人情報の入手から廃棄までの過程においては、人為的ミスの発生リスクについて繁忙期前の業務手順再確認、廃棄時ダブルチェックといった対策を行っている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right; color: red;">[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、毎年度オンライン等による研修を行っている。また、実際に事務を行う際には手順を確認し、注意事項について共有している。

